

# 町県民税・所得税の 申告のお知らせ

## 申告のご注意!!

次の人は税務署で申告してください。

- 土地、家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得のある人
  - 青色申告の人
  - 平成23年分以前の申告をする人
  - 国外に居住する人を扶養している人
  - 山林所得のある人
- ～上記の人は、町会場で申告できません～

**申告期間** 2月18日(月)～3月15日(金)

**還付申告** かんぶの人・年金収入のみの人

2月5日(火)、6日(水)、7日(木)、8日(金)

**受付時間** 午前9時～11時、午後1時～4時 (混雑状況により、午前中に受付をしても相談が午後になる場合があります)

**相談場所** 毛呂山町役場 2階会議室

**問合せ** 町県民税について／役場税務課町民税課税係 ☎ (295) 2112 内線 195・196

所得税などについて／申告案内コールセンター (申告案内窓口) ☎ (235) 9411

## ◆◆ 町県民税・還付申告の受付日程表 ◆◆

受付日	受付地区 など	
	午前 (9時～11時)	午後 (1時～4時)
<b>【2月5日から8日までの申告受付対象者】</b>	①還付申告の人：給与所得者で、所得税の還付申告をする人 (住宅借入金等特別控除、医療費控除など) ②年金収入のみの人	
2月5日から8日の受付地区は、大字 (町名) です		
2月 5日(火)	大字岩井・下川原、平山、岩井東	大字小田谷・苦林、中央
2月 6日(水)	大字大谷木・前久保、南台	大字西戸・葛貫・毛呂本郷
2月 7日(木)	大字旭台・市場、若山	前久保南
2月 8日(金)	大字川角・長瀬、岩井西	大字阿諏訪・大類・権現堂・宿谷・滝ノ入・西大久保・箕和田、目白台
2月18日以降の受付地区は、行政区です		
2月18日(月)	上町、中町、毛呂病院ケアハウス	下町、金塚、埼玉医大福祉棟、ジョイム毛呂山
2月19日(火)	東雲、小田谷、西裏団地	平山、平山ニュータウン
2月20日(水)	前久保	岡本団地、いわい団地、ゆずの木台
2月21日(木)	沢田	大師二区、シャルマンコーポ毛呂山自治会
2月22日(金)	大師一区	長瀬一区、総庭団地
2月23日(土)	指定日に来られない人	
2月25日(月)	長瀬二区、双葉団地	長瀬三区、第六団地、第九団地
2月26日(火)	滝ノ入、杉ノ入団地	阿諏訪
2月27日(水)	大谷木、宿谷、権現堂	葛貫、日生団地
2月28日(木)	第一団地1区～3区、第四団地	第一団地4A区～5区、第七団地、第十三団地
3月 1日(金)	第二団地1区～3区	第二団地4区～6区、第五団地、西原団地
3月 2日(土)	指定日に来られない人	
3月 4日(月)	第三団地	毛呂山台
3月 5日(火)	角木団地	学園台、日化団地、旭台団地 (北・南)
3月 6日(水)	川角、玉林寺	むさし野自治会、谷端団地
3月 7日(木)	西大久保	旭台、旭台 (大)、大類、苦林
3月 8日(金)	下川原	西戸、東原団地
3月11日(月)	市場、新南台自治会	箕和田、目白台自治会
3月12日(火)	指定日に来られない人	
3月13日(水)		
3月14日(木)		
3月15日(金)		

**申告はできるだけ指定日に**

今年も町県民税・所得税の申告受付が、2月18日(月)から3月15日(金)までの期間に行われます。役場での申告受付は、前ページのとおりでです。

申告期限間近になりますとたいへん混み合いますので、やむを得ない場合を除き、なるべく指定日に申告するようにご協力をお願いします。

※役場または税務署から申告書が届いた場合は、必ずその申告書をご持参ください。

**平日以外の申告受付日**

昨年に引き続き、平日以外の申告受付日を設けましたので、ご活用ください。

- 毛呂山町役場／2月23日(出)・3月2日(出)
- 川越税務署／2月24日(出)・3月3日(出)

**町県民税の申告**

**●申告が必要な人**

平成25年1月1日現在、毛呂山町に住んでいた人で、次の人などが該当します。

- ・商業、工業、農業などの事業を営んでいる人や、地代・家賃・利子・配当などの所

得があった人

※源泉分離課税されている配当所得に関しての申告は不要ですが、申告した場合、総合課税となります。

・給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が町に提出されていない人

・所得のない人(申告書裏面の「9 所得が無かった人の記載欄」を必ず記入してください)

※国民健康保険に加入している場合は、16歳以上のすべての人の申告が必要です。詳しくは、7ページをご覧ください。

※税務署へ所得税の確定申告書を出した人は、町県民税の申告は必要ありません。

**所得税の申告**

**●申告が必要な人**

給与所得がある人

・給与を1か所から受けている人で、給与所得以外の所得金額が20万円を超える人

・給与を2か所以上から受けている人で、退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人

・平成24年中の給与などの収入金額が2千万円を超える

人

事業所得などがある人

事業所得の申告は、できるだけ税務署をご利用ください。

**●申告に必要なもの**

①所得のわかる書類

・給与所得や年金所得のある人は、原則として平成24年の源泉徴収票(原本)

・事業をしている人は、収支内訳書(事前に帳簿や領収書から、売上や必要経費を整理、計算して収支内訳書を作成してください)

②生命保険・地震保険・国民年金の控除証明書、国民健康保険などの領収書

③印鑑

④申告者本人名義の預金口座番号のわかるもの

**還付申告**

給与や年金から所得税を源泉徴収されている人で、次に該当すれば還付申告できます。

**●医療費控除**

本人、または生計と一緒にする配偶者やそのほかの親族のために、平成24年中に支払った医療費の合計金額から、健康保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに総所得金額などの5%(10万円が

上限)を差し引いた残額が、控除の対象になります。

**申告に必要なもの**

①平成24年分源泉徴収票(原本)

②平成24年中の医療費の領収書・保険金などで補てんされた額のわかるもの(事前に支払った医療費の合計を計算してください)

③印鑑

④申告者本人名義の預金口座番号のわかるもの

**●住宅借入金等特別控除**

住宅ローンを利用して、自己の居住のために住宅を取得、または増改築などをした人で、一定の要件にあてはまる場合に対象となります。なお、税制改正により平成21年から平成26年までの間に同居した場合、所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった人は、住民税(所得割)から控除できるようにしました。

※平成11年から平成18年までに同居した場合、国から地方への税源移譲にともない、所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった人は、住民税(所得割)から控除できる経過措置がありますが、

年末調整を済ませた給与所得者は、住民税の申告が不要になりました。

**●雑損控除**

火災や盗難などで損害を受けた場合に対象になります。

**●寄附金税額控除**

国や地方公共団体などに5千円を超える寄附をした場合に対象となります。

**ご存知ですか?**

『給与支払報告書』の提出をお忘れなく

専従者や従業員を雇用している事業主は、従業員などの住所地の市町村に、平成24年分の給与支払報告書を1月31日(休)までに提出していただくことになっています。この報告書の提出がないと、専従者や従業員は、町県民税の申告をしなければなりません。

**譲渡所得・山林所得の申告は税務署で受け付けます**

平成24年中に土地・建物・山林・株式などを譲渡や交換した人は申告をしなければなりません。この申告は、税務署で行いますので、日程にしたがって申告をしてください。また、青色申告の人は税務署で申告をしてください。